

COVID-19（新型コロナウイルス感染症）感染拡大に伴う対応

今般の COVID-19 感染拡大の影響により、認証機関および農場・団体が ASIAGAP および JGAP の維持審査、更新審査を実施することが困難な場合について、IAFID3:2011 3 項の考え方を参考に、下記の通り対応するものとします。

記

1. 認証継続の適切性の判断

認証機関は、認証を運用していることが確認できる文書（自己点検・内部監査の結果、農薬の散布記録、出荷の記録等）を農場・団体に要求し、確認し、認証継続の適切性を判断する。認証機関は、判断結果の記録を残さなければならない。

2. 維持審査

1.により認証機関が農場・団体の認証継続が適切と判断した場合、認証機関は農場・団体と相談の上、総合規則に定められた期間から 6 か月を超えない範囲を原則とし、無理の無い計画で維持審査を実施すること。

3. 更新審査

更新審査は、認証の有効期限に先立って行われ、有効期限前に認証が更新されていなければならない。これが行われない場合、認証は失効する。ただし、1.により認証機関が農場・団体の認証継続が適切と判断した場合、もとの有効期限から 6 か月を超えない期間で、認証を延長することが可能である(延長許容期間)。この際、認証機関は認証期限を延長した証拠を残さなければならない。証拠について、その様式は問わない。
再認証は、原則として、この延長許容期間内に実施すること。

4. 日本 GAP 協会への連絡

3.の対応をする場合、認証機関は日本 GAP 協会に農場・団体の認証延長について決定後、速やかに連絡しなければならない。

5. 品目存在中の確認

審査を延期することにより、存在中の品目を確認できなくなった場合、次の審査では存在中の品目を確認すること。

6. 認証書の記載事項

上記 3.により更新審査を実施し、認証の継続が認められた場合、その認証の更新認証日は判定された日になる。有効期限は、もとの認証サイクルに基づくこと。

7. 認証の表示

上記 1.により認証継続の適切性が認められた場合、農場・団体は、2.または 3.で示す期間内については、認証をロゴマークおよび／または文言で表すことができる。

8. 適用日

上記、1 から 7 の適用日は 2020 年 3 月 9 日からとする。

以上